

開催日：平成29年2月1日（水）
場所：テクノサポート岡山大会議室
「事業者のための土壤汚染基礎講座」

プログラム①「土壤汚染とは」講師：環境管理課

○土壤汚染とは

- ・土壤汚染とは、土壤が有害な物質で汚染された状態のことで、人間の活動に伴い生じた人為的汚染だけでなく、自然由来の汚染も含まれる。
- ・人為的汚染は、主に有害物質を不適切に取り扱い地下に浸透させてしまうことが原因となる。
- ・自然由来による汚染は、海水由来のふつ素、鉱石由来の鉛や砒素などが知られている。
- ・土壤調査件数は、土壤汚染対策法の改正に伴って増加する傾向にある。
- ・土壤汚染は、有害物質が人の体に入ってしまう経路（摂取経路）の存在が問題であり、摂取経路の遮断により健康リスクを減らすことができる。
- ・主な摂取経路としては、大気経由、食品経由、直接口に入る直接摂取、地下水経由などがあり、土壤汚染対策法では直接摂取と地下水経由による摂取が対象となる。
- ・土壤含有量基準を超過した土壤が、公園など一般人の立入可能な場所にあれば、直接摂取経路ありと判断されるが、舗装などにより飛散のおそれがないと判断される。
- ・地下水経由の摂取は、土壤溶出量基準を超過した土壤の周囲に飲用の井戸があれば摂取経路ありと判断され、摂取経路の有無により、土地の管理方法が変わってくる。

○土壤汚染対策法の概要

- ・法は、人の健康被害の防止を目的としており、その対策として、汚染状況の把握（土壤汚染状況調査）、健康リスクの判断（摂取経路の有無）、汚染区域の管理（区域の指定）がある。
- ・法に定義される特定有害物質は、第一種（揮発性有機化合物）、第二種（重金属類及びシアン等）、第三種（農薬及びPCB等）に区分され、第一種と第三種は溶出量基準が、第二種は溶出量基準と含有量基準が設定されている。

○汚染状況の把握（土壤汚染状況調査）

- ・有害物質使用特定施設の廃止時は、調査が義務付けられている。
- ・一定規模（3,000 m²）以上の土地の形質変更を行う場合、事前（30日前まで）に知事（岡山市、倉敷市及び新見市は各市長）に届出が義務付けられており、汚染のおそれがあると認められると調査命令が発動される。
- ・土地の所有者が行う自主調査で土壤汚染が発見された場合、汚染区域の指定を自主的に申請することができる。本制度を活用すれば、工程管理が容易になるという利点がある。

○汚染区域の管理（区域の指定）

- ・土壤調査により土壤汚染が発見された場合、摂取経路があれば、汚染の除去等の措置が必要な要措置区域となるが、摂取経路がなければ、汚染の除去等の措置が不要な形質変更時要届出区域に指定される。
- ・要措置区域では、汚染の除去等の措置以外の土地の形質変更は原則禁止される。
- ・形質変更時要届出区域は、事前（14日前まで）の届出により形質変更が可能となる。
- ・県内には、要措置区域2件、形質変更時要届出区域26件が指定されている。

○今後の法改正の動き

- ・平成29年4月から特定有害物質にクロロエチレンが追加され、また、中央環境審議会の答申「今後の土壤汚染の在り方（第一次答申）」を踏まえ、今後、法改正が行われる予定である。

○県条例（岡山県環境への負荷の低減に関する条例）

- ・有害物質取扱事業所で土壤汚染を発見した場合は、条例に基づく届出が義務付けられている。法に基づく調査により汚染が発見された場合、条例は適用しない。